

船舶事故調査報告書

平成23年10月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成23年8月3日 04時00分ごろ～04時30分ごろの間）
発生場所	神奈川県三浦市江奈湾南方沖 三浦市所在の釧埼灯台から真方位239° 0.5海里付近 （概位 北緯35° 08.3′ 東経139° 40.1′）
事故調査の経過	平成23年8月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 おおとり号、（長さ 約3.78m） 登録なし、個人所有 不詳、FRP 船外機、不詳 船長は、漁協の組合員であり、本船を漁船として使用していた。
乗組員等に関する情報	船長 男性 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月9日 免許証交付日 平成18年2月27日 （平成23年10月23日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機濡損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成23年8月3日04時00分ごろ、江奈湾沖にカマス漁のために僚船と共に同湾北部の船揚げ場を出航した。 04時30分ごろ、僚船が、転覆している本船及びその付近で漂流している船長を発見した。 船長は、搬送された病院で溺水による死亡と検案された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約3～4m 特記事項：海上波浪注意報発表中
その他の事項	本事故発生場所付近は、事故発生当時、台風接近の影響による大きなうねりが発生していた。 本事故発生場所付近は、水深が浅く、台風接近時にはうねりが高まる場所であり、地元漁師の多くが、同海域を避けて更に沖の海域で操業していた。

	<p>僚船の一部は、出漁したものの、連続的な大きなうねりを受けて操業を取り止め、港に引き返していた。</p> <p>船長は、発見時、救命胴衣が上方に抜けかけて脇に引っ掛かり、海中に立ったような状態で漂流していたが、漁具等の巻き付きや外傷はなかった。</p> <p>船長は、本船を数年前に入手したが、漁船登録及び船舶検査を受けていなかった。</p> <p>船体に衝突痕等の損傷はなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、江奈湾北部の船揚げ場を出航して江奈湾南方沖へ向けて航行中、台風接近の影響によるうねりを受けたことから、転覆した可能性があると考えられる。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、発見時、救命胴衣が上方に抜けかけていたことから、救命胴衣を適切に着用していなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、救命胴衣を適切に着用していれば溺水しなかった可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	<p>本船は、江奈湾北部の船揚げ場を出航して江奈湾南方沖へ向けて航行中、台風接近の影響によるうねりを受けたことから、転覆した可能性があると考えられる。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、発見時、救命胴衣が上方に抜けかけていたことから、救命胴衣を適切に着用していなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、救命胴衣を適切に着用していれば溺水しなかった可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	<p>本船は、江奈湾北部の船揚げ場を出航して江奈湾南方沖へ向けて航行中、台風接近の影響によるうねりを受けたことから、転覆した可能性があると考えられる。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、発見時、救命胴衣が上方に抜けかけていたことから、救命胴衣を適切に着用していなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、救命胴衣を適切に着用していれば溺水しなかった可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、江奈湾北部の船揚げ場を出航して江奈湾南方沖へ向けて航行中、台風接近の影響によるうねりを受けたため転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象海象の適切な情報把握をすること。 ・救命胴衣を適切に着用すること。 								